

役員規程

公益財団法人母子衛生研究会

公益財団法人母子衛生研究会
役員規程

平成 25 年 4 月 1 日施行

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、この法人の理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び退任その他役員に関する基本的事項について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 役員とは、評議員会において選任された理事及び監事をいう。

(役位)

第 3 条 役員の役位は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 理事長
- (2) 常務理事
- (3) 理事
- (4) 監事

2 理事長をもってこの法人の代表理事とし、常務理事をもってこの法人の業務執行理事とする。

第 2 章 選任等

(選任)

第 4 条 役員の選任は、評議員会の決議による。

2 役員に就任することを承諾した場合は、就任承諾書を提出しなければならない。

(任期)

第 5 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事又は増員により選任された理事の任期は、その選任時に存在する理事の任期の満了する時までとする。

4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 増員により選任された監事の任期は、第 2 項の任期に準ずるものとする。

6 理事又は監事は、この法人の定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員全員改選時の理事会への出席)

第 6 条 定時評議員会において役員全員が改選された場合、新たに選任された役員は、定時評議員会の終結後、直ちに一定の場所において開催される理事会に、やむを得ない事由がある場合を除き、出席しなければならない。

(理事会における理事長等の選定)

第 7 条 理事会は、その決議に基づいて、代表理事として理事長を選定しなければならない。

- 2 理事会は、その決議に基づいて、必要がある場合は業務執行理事として常務理事1名を選定することができる。
- 3 理事会は、事務局長及び重要な職員の任免の承認を行わなければならない。

(職員が役員に就任する場合)

第8条 職員が役員に就任する場合は、職員の資格を失い、退職するものとする。

- 2 職員が役員に就任する場合は、職員の退職金規程に基づき、退職金の清算を行う。

第3章 退任

(退任)

第9条 役員は、任期満了、辞任、解任、欠格事由の発生及び定年等による。

(任期満了)

第10条 役員はその任期が満了したときに資格を失う。ただし、法令及び定款に別の定めのあるときは、この限りではない。

(辞任)

第11条 役員が辞任する場合は、原則として2か月前までに理事長に届け出るものとする。

- 2 役員を辞任する場合は、業務上の引継を完了し、かつ辞任後も在任中の業務について責任を負わなければならない。

(解任)

第12条 役員は、評議員会の決議によってこれを行う。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によるものとする。

(欠格事由の発生)

第13条 役員は、次の各号に該当する欠格事由に至ったときは、自動的にこの法人の役員の地位を失う。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第177条において準用する同法第65条第1項各号に掲げられた者
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第177条において準用する同法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号に該当する者
- (4) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(定年)

第14条 役員のうち常勤の役員の定年の目安は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 理事長経験者 満80歳
- (2) 常務理事経験者 満70歳
- (3) 他の理事 満65歳
- (4) 監事 満65歳

2 役員のうち非常勤の役員の定年の目安は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 理事長経験者 満80歳
- (2) 常務理事経験者 満75歳
- (3) 他の理事 満75歳
- (4) 監事 満75歳

3 前2項の定年は、定年年齢に達した後、最初に到来する任期満了の日とする。

(その他の退任事由)

第15条 第10条から第14条の規定のほか、役員は、次の各号により退任する。

- (1) 役員が、死亡・破産したとき。
- (2) 役員が、後見開始の審判を受けたとき。
- (3) この法人が、解散・破産したとき。

第4章 服務

(役員的心得)

第16条 理事及び監事は、コンプライアンスに対する高い意識を持ち、職務を遂行しなければならない。

(理事の取引の制限)

第17条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

(理事会への報告事項)

第18条 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。
- 3 前条の競業取引又はこの法人との間で取引を行った理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(常勤の理事の業務の遂行)

第19条 役員のうち常勤の理事は、業務の遂行に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 定款及び職務権限規程等に従って所管業務を遂行すること。
- (2) この法人の方針及び理事長の指示に基づいて業務を計画的に処理すること。
- (3) 所管部門の統一を図り、他部門との連絡を密にすること。
- (4) 部下に対しては公平無私を旨とし、賞罰を明らかにすること。
- (5) 自己個人よりもこの法人の業務を常に優先して考え、かつ行動すること。

(常勤の理事の禁止事項)

第20条 役員のうち常勤の理事は、次の各号に定める行為をしてはならない。

- (1) この法人の承認を得ないで、他の法人の役員又は使用人になること。
- (2) この法人の承認を得ないで、事業経営をすること。
- (3) 職務上の地位を利用して、手数料、リベート、供給を受ける等職務の公正を害し、又は害するおそれのある行為をすること。
- (4) この法人の機密を漏らし、又はこの法人の不名誉、不利益となる行為をすること。

(常勤の理事の就業時間)

第 21 条 役員のうち常勤の理事の就業時間、休日等に関しては、原則として職員と同一とする。

第 5 章 報酬等

(役員報酬等)

第 22 条 役員に対する報酬等は、別に定める役員等報酬等規程によるものとする。

(職員が役員に選任された場合の報酬等の取扱い)

第 23 条 職員が役員に選任された場合は、前日までの職員給与（日割計算）の清算を行う。

2 職員が役員に選任された場合は、その日から月額報酬又は日額報酬を支給する。ただし、月額報酬を支給するときは、その月の勤務すべき日数を基礎として日割計算する。

第 6 章 補則

(補則)

第 24 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、移行認定を受け登記を行った日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。（平成 24 年 6 月 26 日制定・監事同意）

附 則

この規程は、移行認定を受け登記を行った日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。（平成 25 年 6 月 24 日理事会承認）